

市民参加実施予定シート

予 定
平成31年4月1日時点

担当課(上下水道局経営業務課)

1 市民参加の手續 実施予定について

通称	下水道事業の経営に必要な戦略(投資計画、財源計画)の策定	市が考える市民等への影響	メリット 下水道事業の経営状況及び下水道の管きょ等の更新状況を詳細に把握することができ、下水道料金等の用途をわかりやすく説明することができる。
名称	流山市下水道事業経営戦略策定事業		デメリット 特になし。
概要	下水道事業経営戦略は、下水道使用料等の下水道事業が受ける収入と下水道管きょの布設・更新等に必要な事業を行うための支出について、それぞれバランスが取れるように調整して策定する10年程度の中長期の期間を計画期間とする下水道事業の経営に係る計画である。この経営戦略を策定にあたり、専門的な知識や技術が必要となることから、専門的知識を有する業者に業務委託し、議会や市民の皆様説明しながら策定する。		

(1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1) 軽易なもの
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

(2) 市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)					左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項		
複数実施	審議会等	平成28年12月～平成29年12月中で5回程度	審議会委員(専門家、公募の市民等)	流山市上下水道事業運営審議会	審議会等 公募による住民を代表する委員及び専門知識を有する委員により審議が可能である。 パブリックコメント 広く意見の聴取が行えるパブリックコメントを行うことが可能である。 都市建設常任委員会の協議会 概要説明、パブリックコメント実施の周知することができる。
	パブリックコメント手続	平成30年2月21日～平成30年3月23日	下水道利用者等		
	意見交換会				
	公聴会				
	政策提案制度				
その他	平成30年3月1日	都市建設常任委員会の協議会			

(3) 市民参加のスケジュール(予定)

平成28年度		平成29年度											平成30年度		
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
		← 審議会(平成28年12月、平成29年5月、平成29年7月、平成29年10月、平成29年12月) →													
												← パブリックコメント →			
												↔ 都市建設常任委員会の協議会 ↔			

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
実施予定時期	平成29年5月24日	審議会委員の変更及び審議会委員から意見を多く反映するため、審議会の開催回数を4回から5回に変更。			
実施予定時期	平成29年12月	パブリックコメントの実施時期の変更、審議会及び庁内の意見を反映するため。			
実施方法	平成30年2月2日	実施方法の追加、概要説明及びパブリックコメントの実施について周知するため。			